

令和4年度都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程 入学者への端末購入支援金補助申請のご案内

端末購入支援金補助は、令和4年度に都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程に入学・進級する方が、東京都教育委員会が委託する事業者からタブレットや端末を購入する際に利用できる、保護者負担額を原則3万円以内^(※1)に軽減する制度^(※2)です。

申請する端末購入支援金の種類により、書類提出が必要になる場合がありますので、本制度の利用を希望される方は、本案内をご確認の上、申請及び必要書類の提出を行うようお願いいたします。

※1 適用される端末購入支援金の種類により保護者負担額は異なります。

※2 本制度は、保護者や生徒に対して直接現金を支給するものではありません。

1 交付対象者・補助金額・端末1台当たり保護者負担額について

端末購入支援金には3種類（保護者負担定額補助、多子世帯補助、給付型奨学金(端末購入補助)）があり、それぞれ対象が異なります。以下の表で交付対象者等をご確認ください。

端末購入支援金の種類	交付対象者	補助金額	適用後の 端末1台当たり 保護者負担額
保護者負担定額補助	全員 ^(※3)	端末の価格から 30,000円を 差引いた金額	30,000円
多子世帯補助 ^(※4)	保護者負担定額補助対象者のうち、令和4年4月1日現在、保護者等が扶養する23歳未満の子等が3人以上いる世帯	15,000円	15,000円
給付型奨学金 (端末購入補助) ^(※4)	保護者負担定額補助対象者のうち、生活保護受給世帯又は令和3年度都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が85,500円未満の世帯（非課税世帯を含む） ^(※5、6、7)	30,000円	0円

※3 既に保有している端末を持ち込む場合は、端末購入支援金の補助対象になりません。

※4 多子世帯補助と給付型奨学金（端末購入補助）の両方が対象となる場合は、給付型奨学金（端末購入補助）が優先して適用されます。

※5 都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額は、保護者の合算となります。

※6 失職・倒産・傷病等の家計急変により保護者の収入が激減し、収入状況が一定の要件を満たすと認められる世帯は、給付型奨学金の適用が受けられる場合があります。

※7 支給対象とならない場合は以下のとおりです。

(1) 休学又は留学の許可を受けている場合

(2) 高等学校等を卒業又は修了したことがある場合

(3) 措置費（見学旅行費及び特別育成費のうち加算分）が措置されている場合

(4) 令和3年1月1日現在保護者の一方でも海外在住等で、課税情報が取得できない場合

2 申請手続きについて

申請する端末購入支援金により提出書類等が異なりますので、以下の(1)～(3)のうち、該当するものに従い、ご申請ください。

(1)「保護者負担定額補助」を申請する方

- ・東京都教育委員会が委託する事業者が設置する購入サイト（以下「購入サイト」という。）でご申請ください。
- ・追加でご提出いただく書類はありません。

(2)「保護者負担定額補助」及び「多子世帯補助」を申請する方

- ・購入サイトでご申請ください。
- ・多子世帯補助の申請に当たり、以下の書類を入学する都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室にご提出ください。
 - ① 端末購入支援金（多子世帯補助）扶養親族等状況届
 - ② 健康保険証の写し（生徒及び生徒の兄弟姉妹分）

(3)「保護者負担定額補助」及び「給付型奨学金(端末購入補助)」を申請する方

- ・「保護者負担定額補助」は、購入サイトでご申請ください。
- ・給付型奨学金(端末購入補助)の申請に当たり、以下の書類を入学する都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室にご提出ください。
 - 都立高等学校等端末購入支援金(給付型奨学金(端末購入補助))交付申請書
 - ※1 給付型奨学金（端末購入補助）の申請に当たっては、「令和4年度東京都立高等学校等給付型奨学金」の申請が必要です。
 - ※2 「令和4年度東京都立高等学校等給付型奨学金制度」の認定結果を活用しますので、所得等のわかる書類について、ご提出は不要です。
 - ※3 給付型奨学金の詳細は、「令和4年度東京都立高等学校等給付型奨学金制度のご案内」をご確認ください。

3 提出期限・提出先等

提出期限

学校が指定する提出期限まで

※ 書類に不備があった場合に備え、早期にご提出ください。

提出先及び 問合せ先

入学する都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎16階南側
東京都教育庁総務部教育政策課CYOD整備支援担当

☎ 03(5320)7477（月～金曜日9:00～17:45(祝日を除く。))

制度に関する 問合せ先

東京都教育委員会